

**薪、木炭等の燃焼により生じる灰の食品の
加工及び調理への利用自粛をお願いします。**

放射性物質を含む薪を燃焼した際に生じた灰を用いて食品の加工を行い、当該食品から放射性セシウムが検出される事例が発生しました。

この事例では食品の暫定規制値の超過はみられませんでした。安全な食品の供給を確保する観点から薪や木炭等を燃やした灰を、アク抜き等、食品の加工調理に利用しないようお願いします。

○対象となる薪や木炭等

新潟県を含む17都県※から採取される原料、採取された原料から生産された薪及び木炭等（以下「薪等」という。）並びに17都県で保管された薪等

ただし、次に掲げる薪等は対象外です。

- ① 平成23年3月11日以前に生産され、シートをかける等風雨に当たらない状態で保管されていた薪等
- ② 平成23年3月12日以降に生産された薪等であって、原料の全てが次のいずれかに該当し、シートをかける等風雨に当たらない状態で保管され、かつ当該原料により生産された薪等についても同様に保管されていたもの
 - ・ 平成23年3月11日以前に採取されたもの
 - ・ 17都県以外の地域において採取されたもの

※17都県：原子力災害対策特別措置法に基づく農畜水産物の出荷制限指示を受けたことのある県及びその隣接都県
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

○調理加工における利用例

- ・ 製麺におけるかんすいの代用としての灰汁の利用
- ・ 山菜等のアク抜き
- ・ 蒟蒻の凝固剤としての利用

○参考：国の通知文書等は、林野庁ホームページをご覧ください。

林野庁トップ「報道発表資料」>平成24年2月分

http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/tokuyou/120210_1.html

【問い合わせ先】

詳しくは、新潟県農林水産部 食品・流通課 消費拡大係

電話 025-280-5743

FAX 025-280-5548

電子メールアドレス ngt060040@pref.niigata.lg.jp